

# 命 令 書

大阪市指令健第 号

認定事業者氏名

認定事業者住所

施 設 名 称

施 設 所 在 地

施 設 種 別

特定認定の日

特定認定の番号

国家戦略特別区域法第 13 条第 項の規定に基づき、

年 月 日

大阪市長

記

## 1 処分の理由

## 2 処分の内容

### (教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。  
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。